

茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

茨木市環境衛生センターは、第1工場に1基、第2工場に2基の溶融炉が配置されている。第1工場は昭和55年（1980年）に竣工し、平成11年（1999年）に炉を更新している。第2工場は平成8年（1996年）に竣工している。両工場ともに平成19年度（2007年度）から24年度（2012年度）、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）にかけて延命化工事を実施している。両工場ともに令和22年度（2040年度）までの稼働を予定しており、令和23年度（2041年度）から稼働する次期ごみ処理施設整備にむけて検討を進める必要がある。

今後基本方針、基本計画等を順次進めていくにあたり、令和8年度はエネルギーの利活用、収集運搬体制の最適化、ごみ量推計等を含め検討を進めていく。

これらを踏まえ、茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務委託の実施にあたっては、価格のみならず事業者（配置する技術者・担当者を含む。）の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務委託
- (2) 業務の目的 別紙「茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別紙「茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

11,601,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間において、本業務と同種または類似の業務で請負金額が5,000,000円以上の業務の履行実績があること。

なお、同種の業務とは、ごみ処理施設整備に係る基本構想及び基本計画等の策定前の現状分析及び調査に関する業務をいい、類似の業務とは、基本構想及び基本計画等の策定に関する業務をいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で環境政策課宛送信すること。

提出期限：令和8年4月22日（水）正午まで（必着）

提出先：茨木市 暮らし産業環境部環境政策課

E-mail：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072（620）1644

※ 電子メール（FAX）以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年4月28日（火）午後1時から

掲載場所：茨木市ホームページ 環境政策課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/oshirase/index.html>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式3号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書
- ② 技術者調書
- ③ 事業者の概要が記載されたパンフレット等

- イ 提出先：茨木市くらし産業環境部環境政策課（茨木市役所本館 8 階）
- ウ 提出期限：令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時まで
- エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式 4 号）により 5 月 12 日までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式 5 号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに環境政策課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

イ 作業スケジュール（任意様式）

業務開始から業務完了までの作業スケジュールについて、表形式で記載し、提出すること。

ウ 参考見積書及び内訳書（指定様式）

(3) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」参照

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 5 時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所本館 8 階 くらし産業環境部環境政策課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本 1 部

副本 9 部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された参加申込書、業務実績調書及び技術者調書等を下記10(1)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（ヒアリング又はプレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング又はプレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。（1者あたり20分程度を想定）

ア ヒアリング又はプレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。説明は業務の担当予定者が行い業務全体の責任者は必ず出席するものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年5月27日（水）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位5者）にのみ、審査結果と併せてヒアリング又はプレゼンテーションの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和8年6月3日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和8年6月5日（金）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年6月12日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査 <事務局審査> 80点

審査項目	審査基準
① 業務実績 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するにあたり、高度かつ豊富な業務実績があるか（同種、類似合計10件まで） 同種業務：件数×2点 類似業務：件数×1点
② 業務実施体制 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を提案者自身で実施できる体制が確保されているか ・業務責任者や担当者が本業務を遂行するのに必要な業務経験、資格を備えているか ・本業務を遂行するための迅速性を備えているか
③ 見積金額 (40点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適正な見積となっているか (参加業者中最低見積額/各社見積額) ×40点

(2) 第2次審査 <委員審査> 50点（委員1人あたり）×6委員=300点

審査項目	審査基準	
企画提案内容	① 本事業の目的に対する理解度 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容を適切に反映した提案となっているか ・国の動向や上位関連計画、先進事例等を踏まえたものであるか
	② 現状把握・課題解決への対応性 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の課題を的確に指摘し、さらなる広域化等の課題解決に向けた手法が具体的で実現性の高いものとなっているか ・複数の処理方式や最新の技術動向が反映されているか ・将来のごみ量推計や環境負荷低減（CO2排出量削減等）等が考慮されたものとなっているか
③ スケジュール (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施において、具体的な実施手順が示されており、無理のないスケジュールが組まれているか 	
④ 独自提案 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設更新・整備に関する課題と解決策等について独自性の高い提案が示されているか。 	
⑤ 提案説明技術 (プレゼンテーション等) (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは、説明のポイントが整理されており、要点を押さえたわかりやすい説明であったか 	

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「現状把握・課題解決への対応性」の評価点が最も高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ「現状把握・課題解決への対応性」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公

開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年4月22日（水）正午まで（必着）
質問に対する回答	令和8年4月28日（火）
参加申込期間	令和8年4月17日（金）午前9時から 令和8年5月8日（金）午後5時まで (厳守) ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和8年5月12日（火）
企画提案書提出期間	令和8年5月13日（水）午前9時から 令和8年5月22日（金）午後5時まで (厳守) ※ 土日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
第1次審査	令和8年5月25日（月）
審査結果通知	令和8年5月27日（水）
第2次審査	令和8年6月1日（月）（予定）
審査結果通知	令和8年6月5日（金）（予定）
契約締結	令和8年6月中旬（予定）
業務開始	令和8年6月中旬（予定）

15 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合、本プロポーザルを中止する場合がある。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者
 - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - オ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 暮らし産業環境部環境政策課 担当：三好、濱田

TEL 072-620-1644 (直通)

FAX 072-627-0289

E-mail : kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp